

各種特約・規定
 ■改定内容一覧
 ETCカード特約

2019年7月1日改定

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 特約で特に定義されていない用語は、会員規約(ダイナースクラブカード/ <u>SuMi TRUST CLUBカード</u> 会員規約、SuMi TRUST CLUB コーポレート会員規約、コマースカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。	1. 特約で特に定義されていない用語は、会員規約(ダイナースクラブカード/ <u>TRUST CLUBカード</u> 会員規約、SuMi TRUST CLUB コーポレート会員規約、コマースカード会員規約をいい、それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。

TRUST CLUB クリアカード特約

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特約の定めがない限りダイナースクラブカード/ <u>SuMi TRUST CLUBカード</u> 会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。	1. 本特約で特に定義されていない用語は、その他特約の定めがない限りダイナースクラブカード/ <u>TRUST CLUBカード</u> 会員規約(以下「会員規約」という)の語句の用語の意味と同様とします。
2	1	2	1	1. <u>SuMi TRUST CLUB クリアカード</u> (以下「クリアカード」という)は、ショッピング利用した場合、支払区分がすべてリボルビング払いとなるカードをいいます。	1. <u>TRUST CLUB クリア Visaカード</u> および <u>TRUST CLUB クリア マスターカード</u> (以下「クリアカード」という)は、ショッピング利用した場合、支払区分がすべてリボルビング払いとなるカードをいいます。
3	1	3	1	1. クリアカードのリボルビング払いの支払元金は、会員規約にある「 <u>SuMi TRUST CLUBカード別表【リボルビング払いのご案内】</u> 」2. 支払方式および支払元金のテーブルで規定する締切日利用残高に応じた「フレックス変額コース(残高スライド方式)」の支払元金を基礎とし、1万円から5万円の間(1万円単位)で会員が支払元金としてあらかじめ指定した金額(以下「指定金額」という)が締切日時点で当社に登録されている場合は、フレックス変額コースの支払元金と指定金額とを比較して高いほうの金額(同額の場合はいずれか一方の金額)が、当該締切日において計算される約定請求債務の支払元金になるものとします。なお、指定金額の登録がない場合は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のテーブルで規定される支払元金となります。	1. クリアカードのリボルビング払いの支払元金は、会員規約にある「 <u>TRUST CLUBカード別表【リボルビング払いのご案内】</u> 」2. 支払方式および支払元金のテーブルで規定する締切日利用残高に応じた「フレックス変額コース(残高スライド方式)」の支払元金を基礎とし、1万円から5万円の間(1万円単位)で会員が支払元金としてあらかじめ指定した金額(以下「指定金額」という)が締切日時点で当社に登録されている場合は、フレックス変額コースの支払元金と指定金額とを比較して高いほうの金額(同額の場合はいずれか一方の金額)が、当該締切日において計算される約定請求債務の支払元金になるものとします。なお、指定金額の登録がない場合は、「フレックス変額コース(残高スライド方式)」のテーブルで規定される支払元金となります。

三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1. 本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/ <u>SuMi TRUST CLUBカード</u> 会員規約及びSuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。	1. 本規定で特に定義されていない用語は、会員が承認済みのダイナースクラブカード/ <u>TRUST CLUBカード</u> 会員規約及びSuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(それらを総称して、以下「規約等」という)の語句の定義と同様とします。
2	-	2	-	本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び <u>SuMi TRUST CLUB</u> リワードプログラム(以下「リワードプログラム」という)で獲得したリワードポイント(以下「ポイント」という)を利用したサービスについて、適用条件等を定めるものです。なお、ダイナースグローバルマイレージや当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。	本規定は、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)が運営するダイナースクラブ リワードプログラム、及び <u>TRUST CLUB</u> リワードプログラム(以下「リワードプログラム」という)で獲得したリワードポイント(以下「ポイント」という)を利用したサービスについて、適用条件等を定めるものです。なお、ダイナースグローバルマイレージや当社が発行している提携カードにおける独自のポイント制度等本規定とは別に定めがある場合は、その定めによるものとします。
6	3	6	3	3. <u>SuMi TRUST CLUB カード</u> の場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、 <u>SuMi TRUST CLUBカード</u> 間でのポイントを合算することができるものとします。	3. <u>TRUST CLUB カード</u> の場合、対象会員が当社から複数枚のカード貸与を受けた場合、 <u>TRUST CLUBカード</u> 間でのポイントを合算することができるものとします。

グローバルマイレージ規定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
1	1	1	1	1.本規定で特に定義されていない用語は、本会員及びコーポレートカード会員(提携カードの会員を含め、以下「会員」という)が承認済みのダイナースクラブカード／ SuMi TRUST CLUB カード会員規約(以下「会員規約」という)、SuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(以下「コーポレート会員規約」という)及び三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定(以下「ポイント規定」という)の用語の定義と同様とします。	1.本規定で特に定義されていない用語は、本会員及びコーポレートカード会員(提携カードの会員を含め、以下「会員」という)が承認済みのダイナースクラブカード／ TRUST CLUB カード会員規約(以下「会員規約」という)、SuMi TRUST CLUBコーポレートカード会員規約(以下「コーポレート会員規約」という)及び三井住友トラストクラブ リワードプログラム利用規定(以下「ポイント規定」という)の用語の定義と同様とします。
4	3	4	3	3.前項にかかわらず次に定める会員は、グローバルマイレージに参加登録できません。 (1) 当社と法人との契約に基づき対象外とされたコーポレートカード会員 (2) 当社と提携先との契約に基づき対象外とされた提携カード会員 (3) SuMi TRUST CLUB カード会員	3.前項にかかわらず次に定める会員は、グローバルマイレージに参加登録できません。 (1) 当社と法人との契約に基づき対象外とされたコーポレートカード会員 (2) 当社と提携先との契約に基づき対象外とされた提携カード会員 (3) TRUST CLUB カード会員